横浜市教育委員会 臨時会会議録

- 1 日 時 平成21年4月2日 (木) 午前11時30分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濵委員 吉備委員 野木委員 中里委員 田村委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成21年4月2日(木)午前11時30分

1 委員長選挙の件

「横浜市の特別支援教育推進への提言」について ほか

2 請願等審査

受理番号20 平成21年公立中学校用教科書採択について(要望)

3 報告案件

教委報第1号議案 県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の 一部改正についての臨時代理の報告について

教委報第2号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正についての 臨時代理の報告について

教委報第3号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正についての 臨時代理の報告について

4 その他

「開会時刻:午前11時30分〕

~傍聴人入室~

小濵委員長職 務代理委員 ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

前委員長の任期満了により、現在、委員長が欠けておりますので、横浜市教育委員会会議規則第8条の規定により、委員長職務代理委員の私が会議を進行いたします。よろしくお願いします。

まず、はじめに、4月2日付けで、今田委員が再任、また、中里委員 が就任されましたので、ご紹介いたします。

今田委員

先ほど、市長の方から辞令をいただきまして、また皆さんと一緒にお 仕事させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたしま

中里委員

どうぞよろしくお願いいたします。今日、辞令をお受けいたしました。30年余り教育現場におりまして、全ての子どもはより良い生き方を望んでおります。そのために骨太の教育は必要だと痛切に感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

小濵委員長職 務代理委員 次に、4月1日付で教育委員会事務局の経営責任職の異動がありましたので、ここであらためて事務局から経営責任職の紹介をお願いします。

小野職員課長

【経営責任職の紹介】

小濵委員長職 務代理委員 それでは、議事日程に従い、委員長選挙について事務局から説明をお願います。

髙橋総務課長

教育委員長につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する 法律」第12条第1項に『教育委員会は教育長に任命された委員を除く委員 のうちから、委員長を選挙しなければならない』と規定されておりま す。この規定に基づき、田村教育長を除く教育委員の中から選挙をお願 いいたします。

小濵委員長職 務代理委員 それでは、教育委員長についてお諮りいたします。いかがでしょうか。

吉備委員

これまでの実績や経験などから、今田委員に、お願いしたいと思います。

小濵委員

吉備委員から、今田委員にというご発言がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

各委員

<了 承>

小濵委員長職 務代理委員 それでは、教育委員長は今田委員といたします。皆さんよろしくお願いいたします。では、ここからの議事進行は、委員長の今田委員よろしくお願いいたします。

今田委員長

それでは、私が委員長をつとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、続いて、職務代理委員について事務局から説明をお願いします。

髙橋総務課長

「委員長職務代理委員の指定に関する規則」第2条に『委員会は、委員長を選挙する際あわせて委員長職務代理委員を指定しなければならない』と規定されておりますので、職務代理委員の指定をお願いいたします。

今田委員長

それでは、委員長職務代理委員についてお諮りいたします。いかがで しょうか。

野木委員

前年度と同じく小濵委員にお願いしたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、委員長職務代理委員は小濵委員といたします。今期の委員 長は私、委員長職務代理委員は小濵委員といたします。皆さん、よろし くお願いいたします。事務局から、何か連絡事項はありますか。

髙橋総務課長

委員長の任期につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第12条第2項により1年となっております。従いまして、委員長の任期は、平成21年4月2日から平成22年4月1日までとなります。

今田委員長

それでは、議事日程に従い、請願等審査に移ります。継続審議となっております、受理番号20の「要望書」について、事務局から説明をお願いします。

漆間学校教育 部長 教科書採択についての要望が「教科書問題を考える横浜市民の会」から提出され、平成21年2月26日に受理しました。先月の教育委員会でも、一度審議いただきましたが、改めて、要望の内容及び教育委員会事務局としての考え方を入内嶋小中学校教育課長から説明させていただきます。

入内嶋小中学 校教育課長 まず、要望事項は4点です。

1点目は、「平成21年度の採択は、いわば古い教科書が対象だが、教科書採択にあたって、改正教育基本法そして新学習指導要領の趣旨に照らして、最も相応しい教科書を選んでいただきたい。」というものです。

入内嶋小中学 校教育課長

これに対する事務局の考え方を説明するにあたり、お手元の資料左肩に「文部科学省ホームページ掲載資料」とある資料をご覧ください。 これは、文部科学省のホームページに掲載されている、今年度から実施となる新学習指導要領への移行措置の概要が示されたものです。

【文部科学省ホームページ掲載資料の説明】

1点目の要望事項については、こちらの内容を踏まえ、事務局の考え 方を説明させていただきます。

平成21年度の中学校用教科書採択については、平成22、23年度の2年間使用する現行学習指導要領に則った教科書の採択を行います。新学習指導要領に則った教育課程の編成は、平成24年度から実施となります。平成21年度から新学習指導要領への移行期間となり、教科によって、新学習指導要領の取扱いが異なります。平成21年度から、「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」は新学習指導要領を先行実施します。「数学」「理科」については、新学習指導要領の内容の一部実施するため、文部科学省から補助教材が配布されます。その他の教科については、学校の判断により、先行実施とすることも可能とされています。なお、新たに文部科学省の検定を経た教科書がある場合は、新しい教科書について調査研究を行います。

これに対する事務局の考え方ですが、平成21年度の中学校用教科書採択については、平成22、23年度の2年間使用する教科書の採択を行います。新学習指導要領は、中学校では平成24年度から全面的に実施するため、平成21年度の教科書採択は、現行の学習指導要領に沿った教科書を選定します。また、21年度は新学習指導要領の移行期間となるため、移行期間に追加して内容を取り扱う数学、理科については、文部科学省から各学校に補助教材が配布されることになっています。なお、新たに文部科学省の検定を経た教科書が出た場合は、新しい教科書について調査研究を行います。

要望事項の2点目は、「教科書採択の基本方針に示されている"採択の観点"について、学習指導要領との整合性を明確かつ具体的に重視したかたちで、外部から客観的に判りやすい方向で見直していただきたい。」というものです。

これに対する事務局の考え方ですが、基本方針策定にあたっては、文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、「横浜教育ビジョン」や「横浜版学習指導要領」の趣旨を踏まえ、採択の基本方針及び採択の観点等の内容について、十分に検討を重ねた上で教育委員会での合議を経て決定してまいります。

要望事項の3点目として、「教科書採択について、教科書の調査研究の結果と各採択地区の学習実態調査結果の二つの基礎資料をベースに決められているが、合理的な根拠を欠いた学習実態調査の結果の使用を取りやめていただきたい。」というものです。

これに対する事務局の考え方ですが、教科書採択の権限は、本市教育委員会にあります。適切な採択を行うにあたり、文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導に基づき、本市教科書採択に必要な調査を行ってまいります。

要望事項の4点目は、「採択地区のあり方について、行政地区に則して18の採択地区に分割されている現状を教育的な観点から、その適否を検討して、見直していただきたい。」というものです。

これに対する事務局の考え方ですが、採択地区については、より適切なものとなるよう見直しに努めてまいります。よって、これらの要望項目4点については、今後の議論すべき課題と考えております。要望書についての説明は、以上でございます。

今田委員長

事務局から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。 特にご質問等なければ、この件については事務局の考え方に沿った回 答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。以上で請願等審査を終了します。それでは、議事日程に従い、報告案件に移ります。教委報第1号議案について説明をお願いします。

大野教職員人 事·企画部長 池谷教職員労 務課長 【教委報第1号議案 県費負担学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正についての臨時代理の報告について】

今田委員長

事務局から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。特にご質問等なければ、本件については承認してよろしいですか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認します。次に、教委報第2号議案及び教委報第3号議 案については、教育委員会の事務分掌に関わる案件ですので、一括して 説明をお願いします。

小野職員課長

【教委報第2号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正についての臨時代理の報告について】

髙橋総務課長

【教委報第3号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正についての臨時代理の報告について】

今田委員長

事務局から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。特にご質問等なければ、本件については承認してよろしいですか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認します。本日の案件は以上です。事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

髙橋総務課長

4月1日、「教科書問題を考える横浜市民の会」から、「中学校教科書採択についての要望書」という件名の要望書が提出されました。本要望書につきましては、事務局で調整のうえ、次回以降にお諮りしたいと思います。

次回の教育委員会定例会については、4月14日、火曜日の午前10時から 開催いたしますので、よろしくお願いします。 今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は4月14日、火曜日の午前10時から開催することとします。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻:午前11時47分]